



辰野町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】 — 概要版 —

1. 計画の背景と目的

●地球温暖化がもたらす影響

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて使用が増大した、化石燃料によって排出される温室効果ガスによって、地球全体の気温が急激に上がり始めている現象をいいます。

地球温暖化の進行は、海面の上昇や異常気象を起こすおそれがあるとともに、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼします。

これらの影響を回避・軽減するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要となっています。

●計画の目的

「辰野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき策定するもので、喫緊の課題である地球温暖化対策に資するために、役場が取り組む事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、役場が率先して地球温暖化対策の取組を実行することにより、町民や事業者の主体的な取組を促進することを目的とします。

●対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）については、事務事業との関わりが小さいか、排出量がわずかであるため対象から除きます。

●計画期間と基準年度

本計画の計画期間は、2023 年度（令和 5 年度）を初年度とし、国・県の計画との整合を図るため 2030 年度（令和 12 年度）までの 8 年間で計画期間とします。

また、計画の進捗に併せ、毎年度、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。さらに、計画期間が終了する 2030 年度（令和 12 年度）に国・県等の動向を鑑みつつ次期計画を策定します。

計画期間のイメージ

2013 年度 (平成 25 年度)	~	2021 年度 (令和 3 年度)	~	2023 年度 (令和 5 年度)	~	2030 年度 (令和 12 年度)
基準年	→	現況把握	→	計画期間初年度	→	目標年度

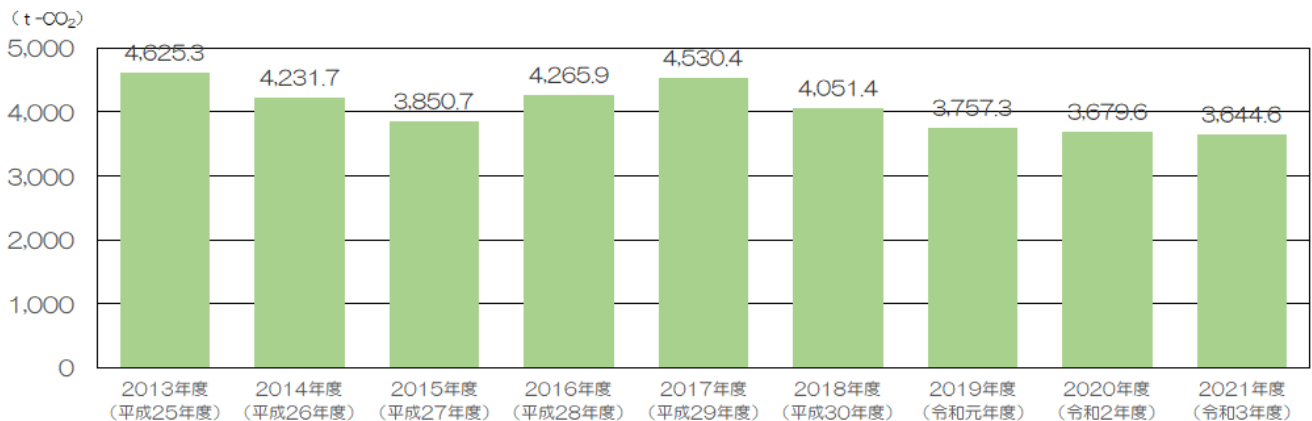


2.温室効果ガスの排出状況

全てのガスを二酸化炭素に換算した排出量の合計は、2013年度(平成25年度)の4,625.3 tから2021年度(令和3年度)の3,644.6 tまで、21%の減少となっています。

また、2021年度(令和3年度)におけるエネルギー別のCO₂排出量の構成比は、電気の使用によるものが最も多く(71.2%)、次いで灯油(19.4%)、液化石油ガス(LPG)(4.8%)となっています。

ガス別排出量の推移

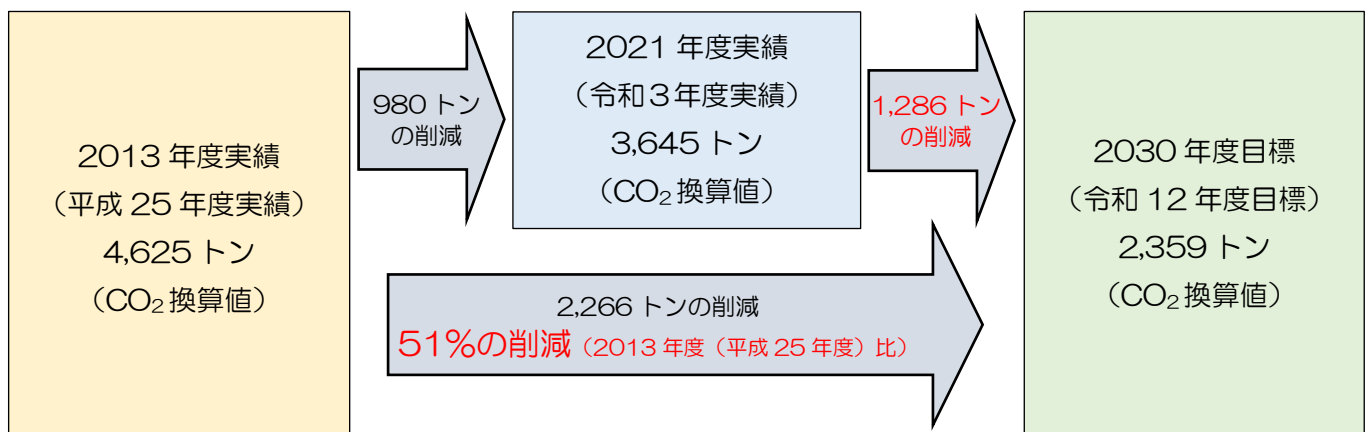


2021年度(令和3年度)の活動量ごとの温室効果ガス排出状況



3.温室効果ガスの総排出量の削減目標

二酸化炭素(換算値)について、目標年度(2030年度(令和12年度))の排出量を、基準年度(2013年度(平成25年度))比で46%削減することを目標とします。



地球温暖化ガス(CO₂換算)の削減目標



4.目標達成に向けた取り組み

●目標達成に向けた取り組みの基本方針

本計画に基づき事務事業で発生する温室効果ガスを削減させるための取り組みを積極的に進めます。また、市民の取り組みの規範となることで市民の取り組みを促します。

さらに、「持続可能な開発目標（SDGs）」には、エネルギー、気候変動、海洋資源や森林の持続可能な利用、生物多様性の保全など、積極的に取り組むべき重要課題が掲げられていることから、SDGsの視点も取り入れます。



●目標達成に向けた具体的な取り組み及びその目標

温室効果ガスの排出を削減するために、庁内で連携してGX（グリーントランスフォーメーション）の考え方に基づく以下の取り組みを推進し、削減目標の達成を目指します。

分類別の削減目標

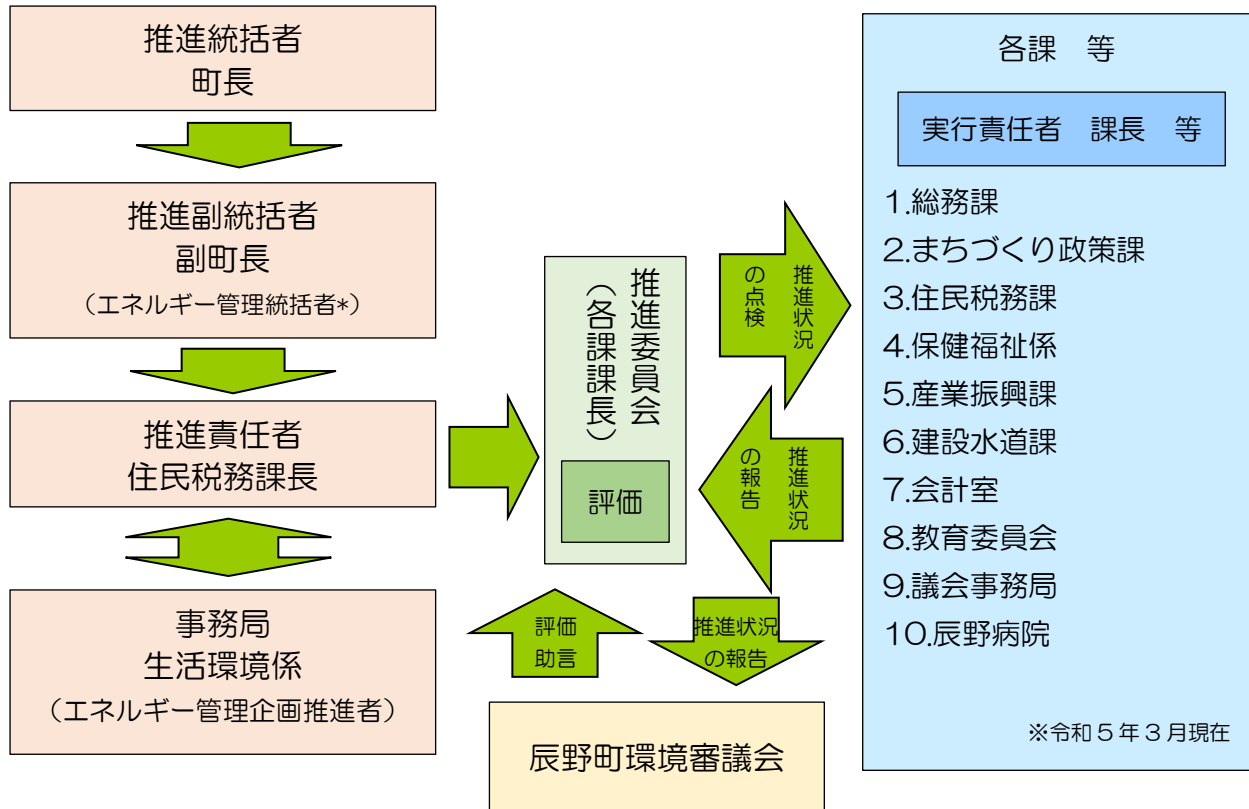
分類		削減目標
再生可能エネルギーの導入		約 909 t
電気、燃料等の使用量の節減	照明	約 329 t
	冷暖房	約 52 t
	ガソリン等	約 54 t
	その他	約 26 t
日常の取り組み	職員の意識改革	約 10 t
	事務用品の使用量の削減	
	水の使用量の削減	
	ごみの削減	
	リサイクル・リユースの推進	
	グリーン購入等の推進	
	温室効果ガス吸収源の確保	
	その他	
削減量の合計		約 1,380t

5.事務事業編の進捗管理の仕組み

●推進・点検・評価の体制及び手続

この計画の取り組みを着実に実施し、目標を達成するための推進体制は、下図のとおりです。

推進責任者が、推進委員と協力してこの計画の推進・点検・評価を行います。各課の職員は、実行責任者のもと、この計画の取り組み項目を実践し、目標の達成に努めます。

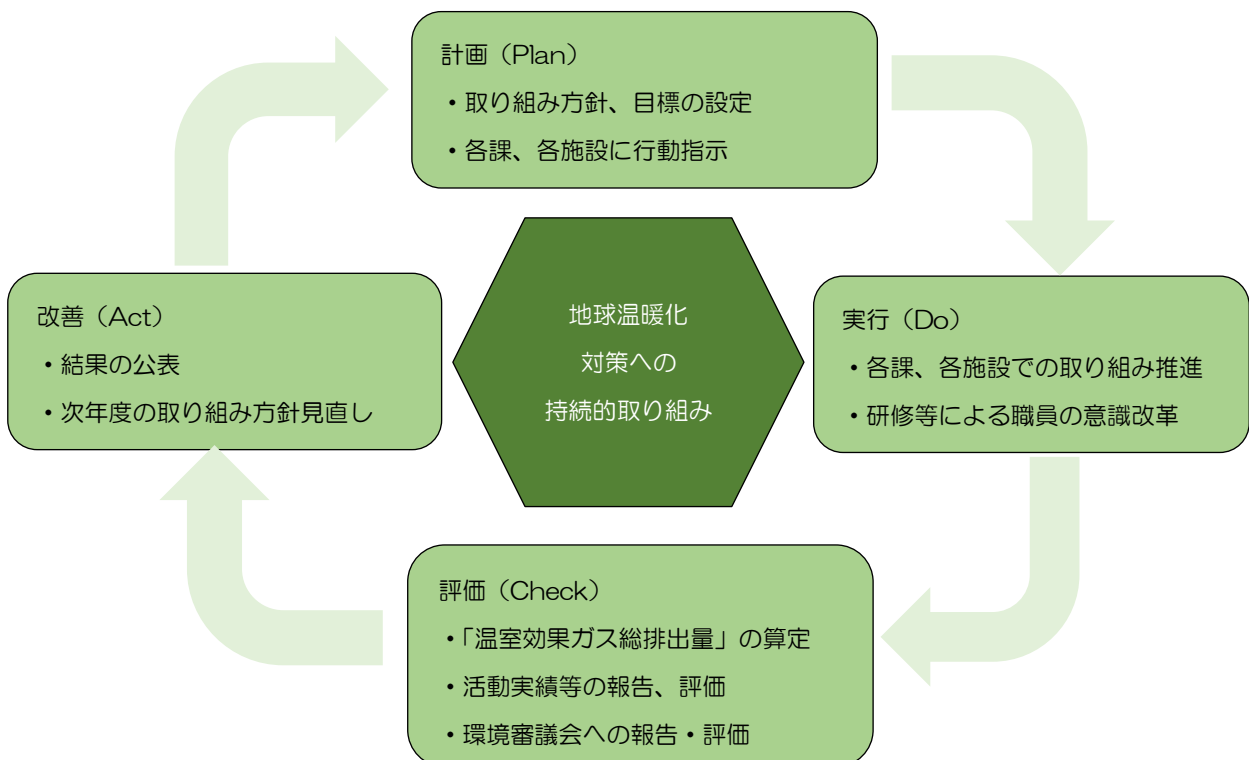


*エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）により特定事業者が選任を義務付けられているもの

推進・点検・評価の体制図

●継続的進行管理のための見直し及び公表のための取り組み

計画を継続的に改善し、有効なものとするため、毎年PDCAサイクルを実践し、点検評価結果を踏まえて必要に応じて計画を見直します。また、町民の取り組みの規範となる事を目的として、取り組み内容の点検・評価の結果は法に基づき毎年公表します。



継続的進行管理の取り組み図